

網走市学校再編検討協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、網走市における小中学校の適正規模及び適正配置に関する事項について検討し、中長期的な視点から今後の学校適正化に向けた方向性を示すため、網走市学校再編検討協議会（以下「検討協議会」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 網走市立小中学校の適正規模・適正配置基本計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討協議会の目的を達成するにあたって必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 検討協議会は、35人以内の委員をもって組織し、次に掲げる団体又は個人のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 網走市校長会
- (3) 網走市教頭会
- (4) 網走市立小中学校PTA
- (5) 網走市学校運営協議会
- (6) 網走市私立幼稚園連合会
- (7) 網走市町内会連合会
- (8) 市民公募

- 2 検討協議会の円滑な運営及び専門性の向上を図るため、会議に助言者を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 教育長は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 委員長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬等は、予算の範囲内において支給するものとし、その額は別に定める。

(庶務)

第8条 検討協議会の庶務は、学校教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討協議会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月16日から適用する。